

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）を次のように 変更 する

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）					
位 置		岩手県釜石市大町一丁目及び只越町二丁目の全部、大渡町一丁目、大渡町二丁目、大町二丁目、大町三丁目、只越町一丁目、只越町三丁目、大只越町一丁目、大只越町二丁目、天神町、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、東前町、魚河岸及び大字釜石第二地割の各一部、					
面 積		約 26.8ha					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設	特定業務施設	約 3.0ha	備考	漁港関連施設、水産加工施設等を配置する。			
	住宅・公益的施設	約 6.3ha		震災前の土地利用を踏まえ、住宅を中心に商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を配置する。			
	公益的・住宅施設	約 4.7ha		震災前の土地利用を踏まえ、商業施設を中心にその他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設、住宅等を配置する。			
	公益的施設	約 3.6ha		庁舎、文化交流拠点、公共駐車場、多目的広場、商業施設、その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を適宜配置する。			
公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		都市計画道路	3・2・1 税関通線	30m	170m	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする	
			3・2・2 寺通線	30m	150m		
			3・4・5 寺町薬師堂線	20m	70m		
			3・4・6 釜石駅東前線	20m	1,290m		
			3・4・7 松原鳥谷坂線	16m	140m		
			3・5・10 魚河岸新浜町線	14m	460m		
			3・4・11 只越鳥谷坂線	16.5m	340m		
			3・6・22 只越学校前線	10m	460m		
			3・6・23 只越鳥ヶ沢線	10m	470m		
			3・6・24 只越大只越線	10m	280m		
			3・6・26 河岸仲町線	10m	185m		
			3・6・29 只越青葉線	8m	555m		
		3・6・32 青葉大町線	8m	65m			
		地区内道路	大町 6 号線	4m	100m		
只越町 5 号線	8m		30m				
只越町 6 号線	6m		120m				
只越町 7 号線	4m		60m				
只越町 10 号線	8m		180m				

			浜町 3 号線	10m	75m	
			浜町 4 号線	8m	60m	
			浜町 5 号線	9m	200m	
			浜町 10 号線	9m	55m	
			浜町 12 号線	8m	50m	
			東前線 5 号線	9m	175m	
			東前線 11 号線	12m	40m	
		上記の都市計画道路を骨格として、幅員 4m～12mの地区内道路、歩行者専用道路を適宜配置することにより、本地区の道路網を形成する。				
	公園及び 緑地	種別	名称	面積	備考	
公園			(仮)1 号公園	約 0.28ha		
			(仮)2 号公園	約 0.01ha		
都市計画緑地		1 号青葉通り緑地	約 0.1ha	別に都市計画において定めるとおりとする		
	市街地における緑とオープンスペースを確保し、都市景観の向上や中心市街地のにぎわいの創出を図るため、公園と緑地を適宜配置する。					
	その他 公共施設	水路 幅員 3m、延長 460m 下水道 ①雨水：公共下水道により集水し、釜石湾へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を經由して釜石湾へ放流する。 上水道 釜石市営水道により給水する。				
	小計	約 9.2ha				
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		30m以下				
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		—				
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		—				

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

本地区は、東日本大震災により破壊的な被害を受けた釜石市の中心市街地の復興を先導するため、平成 24 年 11 月 30 日に釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）として都市計画を決定した。

その後、この区域について、商業者や地域住民等とエリアマネジメントの実現方策等についての検討を重ねたところ、土地利用計画の一部を見なおすこととなった。更に、本地区の市街地の安全性を確保するため、地盤の嵩上げを踏まえた津波シミュレーションを検討したところ、地盤の嵩上げの有効性が確認された。併せて、津波が発生した場合においても、本地区の市街地の都市機能の維持が可能となることから、本案のように変更する。